

令和3年7月28日

保護者 各位

福島成蹊高等学校

### 令和3年度 被災児童生徒に対する授業料等の減免措置について

平成23年に発生した東日本大震災に被災した生徒の就学を支援するため、今年度も被災生徒を対象に授業料等の減免措置を実施することになりましたので、お知らせします。今年度から減免となる対象が変更されましたので、内容をご確認の上、申請される場合は必要書類を期日までに提出してください。

#### 1 対象となる世帯【(1)(2) いずれにも該当する場合のみ】

- (1) 原子力災害を受けた世帯 … 旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点に在住する(していた)場合。
- (2) 保護者の都道府県及び市町村民税所得割額の両親合算額が257,500円未満の世帯

※今年度は家屋の損害(全壊・半壊等)は対象外となり、減免となりませんのでご注意ください。

#### 2 対象となる納付金

授業料(1年生は入学金・施設充実特別納付金も対象となります)

※令和2年度私立学校授業料等県平均額554,123円が一人当たりの免除額上限となります

#### 3 提出書類

①保護者(親権者)の課税証明書 ※令和3年度分(令和2年1月から12月分の証明)

→ 裏面にクラス氏名を記入

②被災証明書

→ 生徒の氏名が記載されていない被災証明書の場合は、当該住所に生徒自身が在住していたことが分かる書類を添付(健康保険証や住民票等)

- ・提出書類①については、申請を希望する場合は必ず提出してください。両親がいる家庭では両親分、父子・母子家庭であれば、父・母いずれかの課税証明書を提出してください。
- ・提出書類②については、2・3年生で昨年度以前からこの減免措置に認定された家庭では提出不要です。免除期間や対象経費は昨年と同様です。
- ・1年生で入学時に罹災(被災)証明書を提出し、入試特別支援制度を利用した家庭も、再度書類を提出してください。

#### 4 提出締め切り

8月10日(火)までに事務室に提出して下さい。

問合せ：福島成蹊高等学校 事務部 024-522-2049

担当 粕川(カスカワ)